

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響による離職者について、介護分野等への再就職・定着を支援するため、介護分野等の求職者支援訓練において、一定の要件を満たす場合に、認定職業訓練実施基本奨励金の上乗せ(1人当たり1万円)を行う特例措置を設ける。【令和3年度末までの時限措置】

改正内容

現行

認定職業訓練を適切に行った者に対して、訓練区分に応じて、受講者1人につき1月当たり、以下に掲げる金額を認定職業訓練実施基本奨励金として支給する。
基礎コース:6万円／実践コース:5万円



改正案

認定職業訓練を適切に行った者に対して、訓練区分に応じて、受講者1人につき1月当たり、以下に掲げる金額を認定職業訓練実施基本奨励金として支給する。

基礎コース:6万円／実践コース:5万円

介護分野及び障害福祉分野に係る訓練であって、厚生労働省人材開発統括官が定める訓練(※)を施行の日から令和4年3月31日までの間に開始した場合には、単価を以下に掲げる金額とする。

基礎コース:7万円／実践コース:6万円

施行の日より前に認定を受けた求職者支援訓練についても、一定の要件を満たす場合に、特例措置の対象とする。

(※)企業実習・職場見学・職場体験のいずれかを実施する等(業務取扱要領において規定)

- ② 情報通信技術の発達・普及や新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、求職者支援訓練において、オンラインによる訓練が実施可能となるよう改正を行う。

改正内容

現行

通所の方法によって行うこと。



改正案

通信の方法によっても行うことができる。この場合には、適切と認められる方法により、必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方を行うこと。

(※)業務取扱要領において以下のようないわゆる要件等を規定

- ・実践コースにおいて実施するものであること
- ・通所による訓練の時間を総訓練時間の40%以上確保すること 等

③ 求職者支援訓練の認定申請を促進するため、求職者支援訓練の認定基準のうち、訓練実施機関の要件について改正を行う。下記2及び3の改正により、認定が受けられなくなってから5年が経過する訓練実施機関は、その他の認定基準を満たせば認定を受けることが可能となる。

1. 訓練実施実績の要件の緩和

現行

認定を受けようとする職業訓練（申請職業訓練）の開始日から遡って3年間において、申請職業訓練と同程度の訓練期間及び訓練時間の職業訓練（※）を適切に行った実績が必要。
（※）求職者支援訓練以外の訓練を含む。



改正案

認定を受けようとする職業訓練（申請職業訓練）の開始日から遡って3年間において、申請職業訓練と同程度の訓練期間及び訓練時間の職業訓練を適切に行った実績が必要。
3年より前に申請職業訓練と同程度の訓練期間及び訓練時間の求職者支援訓練を適切に行った実績がある場合も認定可能とする。【令和3年度末までの时限措置】

2. 就職率に関する認定基準の緩和

現行

過去に同一都道府県において同一の訓練分野の求職者支援訓練を実施したことがある場合、連続する3年間のうちに、2コース以上について就職率が基準を下回ったときは、1年間、同一都道府県で同一の訓練分野の求職者支援訓練の認定を受けることができない。

1年間経過後、再び上記に該当した場合は、以後、同一都道府県で同一の訓練分野の求職者支援訓練の認定を受けることができない。

〈基準となる就職率：基礎コース30%、実践コース35%〉



改正案

過去に同一都道府県において同一の訓練分野の求職者支援訓練を実施したことがある場合、連続する3年間のうちに、2コース以上について就職率が基準を下回ったときは、1年間、同一都道府県で同一の訓練分野の求職者支援訓練の認定を受けることができない。

1年間経過後、再び上記に該当した場合は、5年間、同一都道府県で同一の訓練分野の求職者支援訓練の認定を受けることができない。

〈基準となる就職率：基礎コース30%、実践コース35%〉

3. 就職状況報告書回収率に関する認定基準の緩和

現行

過去に同一の訓練分野の求職者支援訓練を実施したことがある場合、連続する3年間のうちに、2コース以上について修了者等の就職状況に係る報告の回収率が80%を下回ったときは、以後、全国で同一の訓練分野の求職者支援訓練の認定を受けることができない。



改正案

過去に同一の訓練分野の求職者支援訓練を実施したことがある場合、連続する3年間のうちに、2コース以上について修了者等の就職状況に係る報告の回収率が80%を下回ったときは、5年間、全国で同一の訓練分野の求職者支援訓練の認定を受けることができない。